



2023年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2023年1月13日

上場会社名 霞ヶ関キャピタル株式会社 上場取引所 東
 コード番号 3498 URL <https://kasumigaseki.co.jp>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 河本 幸士郎
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理本部長 (氏名) 廣瀬 一成 TEL 03 (5510) 7653
 四半期報告書提出予定日 2023年1月13日 配当支払開始予定日 ー
 四半期決算補足説明資料作成の有無：無
 四半期決算説明会開催の有無：無

(百万円未満切捨て)

1. 2023年8月期第1四半期の連結業績（2022年9月1日～2022年11月30日）

(1) 連結経営成績（累計）

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2023年8月期第1四半期	7,475	—	332	—	238	—	155	—
2022年8月期第1四半期	370	△83.0	△739	—	△824	—	△557	—

(注) 包括利益 2023年8月期第1四半期 148百万円 (ー%) 2022年8月期第1四半期 △556百万円 (ー%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2023年8月期第1四半期	19.47	18.98
2022年8月期第1四半期	△83.27	—

(注) 1. 2023年8月期第1四半期の売上高の対前年同四半期増減率は、1,000%を超えるため、「—」として記載しております。
 2. 2022年8月期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2023年8月期第1四半期	27,182	9,098	32.9
2022年8月期	30,437	9,360	30.2

(参考) 自己資本 2023年8月期第1四半期 8,931百万円 2022年8月期 9,197百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2022年8月期	—	0.00	—	30.00	30.00
2023年8月期	—	—	—	—	—
2023年8月期（予想）	—	—	—	50.00	50.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2023年8月期の連結業績予想（2022年9月1日～2023年8月31日）

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	26,500	27.5	3,200	49.4	2,700	55.8	1,850	81.7	231.43

(注) 1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無
 2. 当社グループは、年次での業績管理を行っているため、通期のみの開示としております。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：無
新規 一社、除外 一社

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2023年8月期1Q	8,156,520株	2022年8月期	8,156,520株
② 期末自己株式数	2023年8月期1Q	162,571株	2022年8月期	107,871株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2023年8月期1Q	8,004,293株	2022年8月期1Q	6,694,456株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
四半期連結損益計算書	
第1四半期連結累計期間	5
四半期連結包括利益計算書	
第1四半期連結累計期間	6
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(会計方針の変更)	7
(セグメント情報等)	7
(収益認識関係)	8
(重要な後発事象)	9

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され社会経済活動の正常化に向けた動きが進んだことで、外食業や宿泊業、小売業などを中心に緩やかながらも改善の兆しがみられました。一方で、新たな変異株による感染再拡大の懸念や、ウクライナ・ロシア情勢の緊迫化など地政学的な問題や原材料価格の高騰、外為市場の急速な円安など様々なリスクが集積しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる事業領域である不動産市場においても、ホテルや商業施設等のアセットタイプは稼働率の改善が顕著にみられるものの投資環境・融資環境は今もなお大きな影響を受けている一方で、コロナ禍による影響が限定的又は追い風となった賃貸マンションや物流施設といったアセットは引き続き国内外問わず投資意欲が強い状況が継続しております。

このような状況の下、物流関連市場においては、通信販売・電子商取引といった巣ごもり消費の急速な拡大とそれらに伴う宅配取扱個数の増加を背景に倉庫面積や拠点を拡充する企業が増加すると見込まれており、自家用に加え3PL（サードパーティロジスティクス）事業者の利用の拡大等を背景として、物流不動産に対する需要は引き続き高く、今後も増加すると見込まれます。当社グループでは、中小型・冷凍冷蔵倉庫をメインターゲットに物流施設開発を進めておりますが、当第1四半期連結累計期間においては物流施設開発用地2件を開発投資家に売却、開発案件を2件竣工するなど滞りなく開発を進捗させております。

ホテル関連市場においては、国内旅行は全国旅行支援などの景気刺激策により需要回復に向けた期待が高まりつつあります。一方、インバウンドの需要は外国人の新規入国制限見直し等、2022年10月11日以降に水際対策措置が見直され、昨年同時期に比べると大幅な回復傾向にあるものの、本格的な需要回復には引き続き時間を要する様相を呈しております。このような状況の下、2022年11月に「FAV HOTEL 鹿児島中央」が開業し、2022年12月は「FAV HOTEL 広島平和大通り」、「FAV TOKYO 西日暮里」と開業を迎え、順調にホテル開発・運営が行われている状況です。

さらに前連結会計年度より参入したヘルスケア関連施設開発事業においては、超高齢社会である日本において終末期医療や在宅看護、在宅介護を必要とする利用者の増加が見込まれており、当社が開発を進めるホスピス住宅は、最期を迎える場所として重要な役割を担っていく存在となりつつあります。当社のホスピス住宅1号案件である札幌市澄川の「パルム澄川」においても、当初の予定をこえたお申し込みをいただいております。当第1四半期連結累計期間においてはヘルスケア関連施設開発用地2件を新規に取得、開発用地1件を開発投資家に売却し、着実に事業を推進しております。

また、ESGに関して当社は創業以来、SDGsに着目した取組みを行ってきており、当第1四半期連結累計期間では物流施設とヘルスケア関連施設の開発において、グリーンローンおよびソーシャルローンフレームワークを策定し、本フレームワークに準じた資金調達を行いました。当社は引き続き本取組みを推進し、社会課題の解決企業となるべく邁進してまいります。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高7,475,090千円（前年同四半期は売上高370,184千円）、営業利益332,800千円（前年同四半期は営業損失739,729千円）、経常利益238,128千円（前年同四半期は経常損失824,611千円）、親会社株主に帰属する四半期純利益155,840千円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失557,438千円）となりました。

なお、当社グループは、従来「不動産コンサルティング事業」および「自然エネルギー事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、「不動産コンサルティング事業」の単一セグメントに変更しております。

変更理由は以下の通りです。

当社グループは、創業当初より自然エネルギー事業に取り組んでおりますが、FIT価格の下落や自社発電施設の売却などにより、足元の事業規模は従前と比べて縮小傾向でございます。一方で、近年においては不動産コンサルティング事業に属するホテルや物流事業をはじめとする不動産開発事業拡大が顕著であり、前連結会計年度においてもヘルスケア事業を新規に立ち上げるなど継続した成長を実現しております。

その結果、自然エネルギー事業の開発利益や売電収入がグループ全体の売上・利益に占める規模は相対的にも低くなってきており、自然エネルギー事業の事業予算についても、全体予算に占める重要性が低くなっております。引き続き自然エネルギー発電施設の開発や売電事業は継続して行うものの、自然エネルギー事業を1つのセグメントとして特定し社内リソースの投入と管理を実施していくことは今後の事業展開において適切ではないと判断しております。

なお、上記に伴い今後、自然エネルギー事業関連部門を、不動産コンサルティング事業関連部門に統合する組織再編を実行する予定であります。

この変更により、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期連結会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は、次のとおりであります。

(資産の部)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比較して3,254,812千円減少し、27,182,460千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比較して3,269,410千円減少し、22,490,186千円となりました。これは主に販売用不動産が1,924,153千円、現金及び預金が784,175千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比較して15,280千円増加し、4,682,061千円となりました。これは主に投資有価証券の増加等により投資その他の資産が14,442千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して2,993,618千円減少し、18,083,611千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比較して3,996,275千円減少し、9,893,598千円となりました。これは主に短期借入金が1,706,242千円、1年内返済予定の長期借入金が1,664,844千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末と比較して1,002,656千円増加し、8,190,013千円となりました。これは主に長期借入金が1,062,752千円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末と比較して261,193千円減少し、9,098,848千円となりました。これは主に自己株式の取得により自己株式が178,234千円増加したことによるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

通期の連結業績予想につきましては、2022年10月4日に公表いたしました連結業績予想から変更はありません。業績予想を見直す必要が生じた場合には、速やかに開示する予定であります。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,393,645	4,609,470
売掛金	233,913	130,740
契約資産	46,479	81,338
開発事業等支出金	389,695	291,888
販売用不動産	18,315,654	16,391,501
前払金	669,061	505,526
預け金	191,727	34,465
その他	527,909	453,746
貸倒引当金	△8,490	△8,490
流動資産合計	25,759,597	22,490,186
固定資産		
有形固定資産	3,236,313	3,236,898
無形固定資産	74,321	74,575
投資その他の資産	1,356,145	1,370,588
固定資産合計	4,666,780	4,682,061
繰延資産	10,894	10,211
資産合計	30,437,272	27,182,460
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3,281,230	1,574,988
1年内償還予定の社債	65,200	65,200
1年内返済予定の長期借入金	8,457,042	6,792,197
未払法人税等	613,378	108,394
賞与引当金	161,499	112,762
災害損失引当金	259,627	257,457
株主優待引当金	46,906	20,675
その他	1,004,989	961,921
流動負債合計	13,889,874	9,893,598
固定負債		
社債	197,000	187,000
長期借入金	6,186,651	7,249,403
繰延税金負債	348,885	348,885
資産除去債務	162,749	162,812
長期預り金	2,530	4,840
その他	289,539	237,071
固定負債合計	7,187,356	8,190,013
負債合計	21,077,230	18,083,611
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,514,043	3,514,043
資本剰余金	3,438,834	3,438,834
利益剰余金	2,529,541	2,443,922
自己株式	△264,190	△442,424
株主資本合計	9,218,229	8,954,375
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△21,021	△23,314
その他の包括利益累計額合計	△21,021	△23,314
新株予約権	80,442	90,476
非支配株主持分	82,391	77,310
純資産合計	9,360,042	9,098,848
負債純資産合計	30,437,272	27,182,460

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)
売上高	370,184	7,475,090
売上原価	268,992	5,962,908
売上総利益	101,191	1,512,181
販売費及び一般管理費	840,920	1,179,381
営業利益又は営業損失(△)	△739,729	332,800
営業外収益		
受取利息	766	1,085
為替差益	4,250	—
その他	969	445
営業外収益合計	5,985	1,530
営業外費用		
支払利息	67,775	67,079
アレンジメント手数料	12,270	19,663
為替差損	—	1,790
その他	10,821	7,669
営業外費用合計	90,867	96,203
経常利益又は経常損失(△)	△824,611	238,128
特別利益		
固定資産売却益	—	16,712
関係会社出資金売却益	—	7,674
特別利益合計	—	24,387
特別損失		
固定資産除売却損	1,622	—
特別損失合計	1,622	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△826,233	262,515
法人税、住民税及び事業税	1,878	90,441
法人税等調整額	△270,186	20,891
法人税等合計	△268,308	111,333
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△557,924	151,181
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△486	△4,658
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△557,438	155,840

(四半期連結包括利益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△557,924	151,181
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△384	△2,292
持分法適用会社に対する持分相当額	1,546	—
その他の包括利益合計	1,161	△2,292
四半期包括利益	△556,763	148,889
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△556,276	153,547
非支配株主に係る四半期包括利益	△486	△4,658

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2022年7月1日開催の取締役会決議に基づき、当社取締役及び従業員に対して交付する譲渡制限付株式及びストックオプションへの充当等、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式54,200株の取得等を行い、自己株式が178,234千円増加しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において、自己株式は△442,424千円となっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

「II 当第1四半期連結累計期間(報告セグメントの変更等に関する事項)」に記載のとおりです。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)

当社グループは、不動産コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、従来「不動産コンサルティング事業」および「自然エネルギー事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、「不動産コンサルティング事業」の単一セグメントに変更しております。

変更理由は以下の通りです。

当社グループは、創業当初より自然エネルギー事業に取り組んでおりますが、FIT価格の下落や自社発電施設の売却などにより、足元の事業規模は従前と比べて縮小傾向でございます。一方で、近年においては不動産コンサルティング事業に属するホテルや物流事業をはじめとする不動産開発事業拡大が顕著であり、前連結会計年度においてもヘルスケア事業を新規に立ち上げるなど継続した成長を実現しております。

その結果、自然エネルギー事業の開発利益や売電収入がグループ全体の売上・利益に占める規模は相対的にも低くなってきており、自然エネルギー事業の事業予算についても、全体予算に占める重要性が低くなっております。引き続き自然エネルギー発電施設の開発や売電事業は継続して行うものの、自然エネルギー事業を1つのセグメントとして特定し社内リソースの投入と管理を実施していくことは今後の事業展開において適切ではないと判断しております。

なお、上記に伴い今後、自然エネルギー事業関連部門を、不動産コンサルティング事業関連部門に統合する組織再編を実行する予定であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

なお、従来、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「不動産コンサルティング事業」および「自然エネルギー事業」の2つに区分しておりましたが、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通り、当第1四半期連結会計期間より、単一セグメントに変更しております。

この変更に伴い、前第1四半期連結累計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報も変更後の区分で記載しております。

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)
顧客との契約から生じる収益	370,184	2,197,095
その他の収益（注）	—	5,277,995
外部顧客への売上高	370,184	7,475,090

(注) その他の収益は、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（会計制度委員会報告第15号）の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡であります。

(重要な後発事象)

(当社取締役および従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年12月2日の取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2022年12月19日に付与いたしました。

なお、制度の詳細については、下記のとおりです。

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループは、中期経営計画として、2026年8月期に営業利益200億円、当期純利益100億円の達成を目標に掲げております。

当該業績目標の達成に向けて、当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層向上させ、中期経営計画に掲げる業績目標達成へのコミットメントを更に高めることを目的に、当社の取締役および従業員に対し、業績条件付有償ストック・オプションおよび無償ストック・オプションとして新株予約権を発行することとしたものであります。

業績条件付有償ストック・オプションである第7回新株予約権は、当社の取締役を対象とし、当連結会計年度から2025年8月期までのいずれかの連結会計年度における当社の連結損益計算書に記載された営業利益が5,000百万円を超過することを行使条件としております。

無償ストック・オプションである第8回乃至第10回新株予約権は、当社の取締役及び従業員を対象とし、当社の業績向上と企業価値向上への貢献実績に応じたインセンティブ報酬として税制適格ストック・オプションを付与するものであります。

2. スtockオプションの発行要領

第7回新株予約権（当社取締役に対する業績条件付有償ストック・オプション）

決議年月日	2022年12月2日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 1
新株予約権の数（個）※	1,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 130,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株につき5,080（注）3
新株予約権の行使期間※	自 2027年12月3日 至 2030年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 5,080 資本組入額 2,540
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※新株予約権証券の発行時（2022年12月19日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの発行価額は200円とする。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により振込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により振込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

4. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年8月期から2025年8月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書。以下同様。）に記載された営業利益が5,000百万円を超過した場合に限り、上記に定める新株予約権を行使することができる期間において、本新株予約権を行使することができる。なお、当該営業利益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼ

す企業買収等の事象が発生した場合など、損益計算書に記載された数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
5. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」に準じて決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権発行要項「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権発行要項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
新株予約権発行要項「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
新株予約権発行要項「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権（当社取締役に対する無償ストック・オプション）

決議年月日	2022年12月2日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 1
新株予約権の数（個）※	192
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 19,200（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株につき5,092（注） 2
新株予約権の行使期間※	自 2024年12月3日 至 2032年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 5,092 資本組入額 2,546
新株予約権の行使の条件※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注） 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 5

※新株予約権証券の発行時（2022年12月19日）における内容を記載しております。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により振込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により振込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」に準じて決定する。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権発行要項「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権発行要項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
新株予約権発行要項「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
新株予約権発行要項「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権（当社取締役及び従業員に対する無償ストック・オプション）

決議年月日	2022年12月2日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 2 当社従業員 2
新株予約権の数（個）※	当社取締役 200 当社従業員 200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 40,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1株につき5,092（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2025年12月3日 至 2030年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 5,092 資本組入額 2,546
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※新株予約権証券の発行時（2022年12月19日）における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により振込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により振込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$
3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効

力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権発行要項「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権発行要項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
新株予約権発行要項「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
新株予約権発行要項「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権(当社従業員に対する無償ストック・オプション)

決議年月日	2022年12月2日
付与対象者の区分及び人数(名)※	当社従業員 10
新株予約権の数(個)※	300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株につき5,092(注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2025年12月3日 至 2028年12月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 5,092 資本組入額 2,546
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※新株予約権証券の発行時(2022年12月19日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により振込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権発行要項「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」に準じて決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権発行要項「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権発行要項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
新株予約権発行要項「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
新株予約権発行要項「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2022年12月2日の取締役会決議において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年1月31日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 14,900株
(3) 処分価額	1株につき5,080円
(4) 処分総額	75,692,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社従業員 28名 14,900株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び従業員に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今般、従業員が当社株式を所有することにより、経営参画意識を高めるとともに、従業員の中長期的かつ継続的な勤務の奨励を図ることをねらいとして、2022年12月2日の取締役会決議において、当社従業員に対し譲渡制限付株式を付与するために、自己株式を処分することを決議いたしました。

本自己株式処分の割当ての対象となる当社従業員（以下、対象者といいます。）は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の割当てを受けますこととなりますが、当該割当てに当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当てを受けた対象者は一定期間、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を対象者から当社が無償で取得すること等が含まれます。